

庁名 旭川地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納 付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	6						16			12	16	5000円	5000円（当事 者が1名増える ごとに2000円 を加算）	郵便切手の場合、 当事者が1名増える ごとに、500円2枚、100 円8枚、20円6枚、10 円8枚（合計2000円） を加算
	少額訴訟	6						16			12	16	5000円	5000円（当事 者が1名増える ごとに2000円 を加算）	郵便切手の場合、 当事者が1名増える ごとに、500円2枚、100 円8枚、20円6枚、10 円8枚（合計2000円） を加算
民事調停	民事調停							4			5	10	600円		当事者が1名増える ごとに、100円1枚を加 算 ※申立書等の枚数が 多い場合は、郵便切手 を加算していただくこ とがあります。
支払督促	支払督促	2						3			1	1	1330円		郵便はがき1枚を添付 ※債務者が1名増える ごとに郵便切手1220 円1組、郵便はがき1枚 を加算